

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第2478号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第444号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	2
○平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（同）	2
○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	10
○平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	15
○平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	15
○平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	15
○基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	16
○公共測量が終了した旨の通知（同）	16
○同 上（同）	16
○神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	17
○浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第53号）（同）	17
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第54号）（同）	18
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第55号）（同）	18
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	18
○同 上（同）	19
○同 上（同）	19
○同 上（同）	20
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	20
○同 上（同）	20
○同 上（同）	21
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	21
○道路の区域の変更（同）	21
○車両制限令に基づく道路の指定（同）	22
○河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（阪神南県民局）	23
○中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	24
○西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	25
○阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	25
○丹波都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	25
○南あわじ都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	26
○淡路都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	26
○阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成25年近畿地方整備局告示第49号）（同）	27
○臨港地区の分区の指定（港湾課）	27
○兵庫県土地利用基本計画の変更（都市政策課）	27
○宅地建物取引業法に基づく指定試験機関の変更の届出（同）	28
○昭和56年兵庫県告示第739号（宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講すべき講習の指定）の一部改正（同）	28
○平成17年兵庫県告示第226号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成区域の指定及び関係図書の縦覧）の一部改正（同）	28
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	28
○都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	29

- 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同） 29
- 防災街区整備事業組合の理事長選出の届出（市街地整備課） 30
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課） 30
- 建築士法に基づく行政処分（阪神南県民局） 30
- 都市計画施行条例に基づく指定区域等の指定等（建築指導課） 31
- 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（同） 31
- 平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（同） 34

公 告

- 特約業者の指定の取消し（税務課） 36
- 新住市市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（建築指導課） 36
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同） 36
- 同 上（同） 37

企業庁管理規程

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 37

公安委員会規則

- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 37

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が、道路管理者により新たに指定されることに伴い、自動車の積載物の高さの制限に係る規定を改めることとした。

告 示

兵庫県告示第485号

平成9年兵庫県告示第444号(個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「公益財団法人兵庫県芸術文化協会」の次に「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会」を加え、「財団法人兵庫県勤労福祉協会」を「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」に、「社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人兵庫みどり公社」に、「財団法人兵庫県営林緑化労働基金」を「公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」に、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」を「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター」に改める。



兵庫県告示第486号

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「公益財団法人兵庫県芸術文化協会」の次に「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会」を加え、「財団法人兵庫県科学技術振興財団」を「公益財団法人兵庫県科学技術振興財団」に、「財団法人兵庫県勤労福祉協会」を「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」に、「社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人兵庫みどり公社」に、「財団法人兵庫県営林緑化労働基金」を「公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」に、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」を「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター」に改める。



兵庫県告示第487号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市網干区浜田605 松 浦 銀 平 同 市網干区興浜571—2 三 浦 勤	網干	姫路市漁業協同組合
姫路市大塩町509 灘 清 隆 同 市大塩町2206—23 濱 野 弘 也	大塩町	姫路市漁業協同組合
姫路市白浜町丙612番地106 星 尾 隆 文 同 市白浜町丙431番地 大 西 正 雄	白浜	姫路市漁業協同組合
姫路市の形町福泊294番地 3 尾 上 憲 一 同 市の形町福泊493番地 2 喜 多 隆 信	的形	姫路市漁業協同組合
明石市二見町東二見1574番地 中 村 富 彦 同 市二見町東二見1493番地の 5 大 西 賀 雄	東二見	東二見漁業協同組合
明石市二見町西二見819—8 大 西 計 寿 同 市二見町西二見813—3 松 本 久 進	西二見	西二見漁業協同組合
洲本市五色町鳥飼浦2328 福 島 富 秋 同 市五色町都志624 小 谷 正 三	五色町	五色町漁業協同組合
相生市相生4693番地 岩 本 健 藏 同 市相生5133—24 岸 本 善 規	相生	相生漁業協同組合
たつの市御津町室津155 吉 村 克 之 同 市御津町室津432—1 本 多 伸 弘	室津	室津漁業協同組合
淡路市斗ノ内64—8 岡 本 文 博 同 市浅野神田101—19 河 野 秀 二 郎	浅野浦	浅野浦漁業協同組合
淡路市郡家913—5 地 道 哲 也 同 市江井2804 浦 上 忠 敬	一宮町	一宮町漁業協同組合

加古郡播磨町古宮864番地 1 南 山 安 男 同 郡 同 町古宮630番地12 谷 川 昭 一	播磨町	播磨町漁業協同組合
---	-----	-----------

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年 3月29日から同年 4月12日まで
- (2) 縦覧場所

網干加入区	姫路市網干区興浜2093—133	姫路市漁業協同組合網干支所
大塩町加入区	同 市大塩町2142—4	同 上 大塩支所
白浜加入区	同 市白浜町丙612	同 上 白浜支所
的形加入区	同 市的形町福泊492—2	同 上 的形支所
東二見加入区	明石市二見町東二見2019	東二見漁業協同組合
西二見加入区	同 市二見町西二見1003—2	西二見漁業協同組合
五色町加入区	洲本市五色町鳥飼浦 1—2	五色町漁業協同組合
相生加入区	相生市相生 3—4—22	相生漁業協同組合
室津加入区	たつの市御津町室津493—2 地先	室津漁業協同組合
浅野浦加入区	淡路市斗ノ内1694	浅野浦漁業協同組合
一宮町加入区	同 市郡家1355	一宮町漁業協同組合
播磨町加入区	加古郡播磨町古宮768	播磨町漁業協同組合



兵庫県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町東下野字宗広81の10、81の12から81の15まで、81の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宗広81の10・81の12・81の17（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町塩田字立サコ688の 1 から688の 5 まで、688の12

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字立サコ688の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町福知字ヨシノ223
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヨシノ223（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町生栖字山根114、115、139、字八代142の1、字塚ノ元236の1、236の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚ノ元236の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第492号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
富士通株式会社明石工場
明石市大久保町西脇64番地
工場長 後 藤 公 平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
富士通株式会社明石工場
明石市大久保町西脇64番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	100m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 4 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8 時10分～20時10分 10時間	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2.9	4.7
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8	11
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	13

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	13	50
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.25	2.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.2未満	0.5
	銅含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.2
	カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	0.001未満	0.001未満
	シアン化合物 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	0.04未満	0.04未満
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	0.005未満	0.005未満
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1	0.2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	22	50	

備考 既設特定施設を廃止するとともに生活排水を公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 3月29日から同年 4月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第493号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
マスターズゴルフ倶楽部株式会社
三木市久留美1848番地
代表取締役 延 田 久 生
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
マスターズゴルフ倶楽部
三木市久留美1848番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	72号 し尿処理施設		
能 力	567人槽 142m ³ /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	20	25
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1	1.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3	5
	大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	100	800
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	142	142	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	合併処理浄化槽			
型	式	(株)ダイキアクシス F C F 製			
構	造	FRP製			
主	要	寸 法 7.8m×20.01m×3.94m			
能	力	567人槽 142m ³ /日			
汚水等の処理方式		凝集剤添加膜分離活性汚泥方式			
工事着手予定年月日		許可後			
工事完成予定年月日		着手後3箇月			
使用開始予定年月日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	200	5	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	200	10	30
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	250	250	5	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	40	40	20	25
	りん含有量 (単位 mg/L)	4	4	1	1.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	30以下	30	3	5
	大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	無数	無数	100	800
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		142	142	142	142

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後		
排水口名		No. 1	No. 2～5	No. 1	新No. 1	No. 2～5
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	156	雨水専用排水口	廃止	0	変更なし
	最大	156			100	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8～8.6			5.8～8.6	
	最大	5.8～8.6			5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10			5	
	最大	15			15	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20			10	
	最大	30			30	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	20			5	
	最大	30			30	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	—			20	
	最大	—			25	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	—			1	
	最大	—			1.5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	5以下			3	
	最大	5			5	
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	通常	800以下			100	
	最大	800			800	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 3月29日から同年 4月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市産業環境部生活環境課



兵庫県告示第494号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 花 岡 正 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	44,360m ³ N/時	133,090m ³ N/時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～19時20分 1時間 間30分	8時30分～19時20分 3時間			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7～8.5	10	7～8.5	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,000	4,000	2,000	4,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1,000	2,000	1,000	2,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	100	200	100	200
	溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	8	0	24	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 2)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 1)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 2)	
400枚/時		120枚/時		40m ³ /分		120m ³ /分	
同 左		許可後		既 設		同 左	
同 左		着手後1箇月		既 設		同 左	
同 左		完成後		許可後		同 左	
0時～24時 5時間		0時～24時 8時間		8時30分～17時 8時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～8	6～8	6～8	6～8	1～2	1～2	1～2	1～2
—	—	—	—	—	—	—	—
5	5	5	5	5	10	5	10
10未満	10未満	1未満	1未満	20	20	20	20
—	—	0.1未満	0.1未満	—	—	—	—
—	—	0.01未満	0.01未満	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
5,000	5,000	5,000	5,000	—	—	—	—
—	—	—	—	10	10	10	10
5,000	5,000	5,000	5,000	—	—	—	—
0.01未満	0.01未満	0.5未満	0.5未満	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0.42	0	0.02	0	0.12	0	0.24

71号の2イ 洗浄施設 (No. 3)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 4)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 5) -工程1		71号の2イ 洗浄施設 (No. 5) -工程2	
40m ³ /分		同 左		692L		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時30分～17時 6時間		8時30分～17時 4時間		8時30分～17時 8時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
7～8	7～8	7～8	7～8	2～4	2～4	6～8	6～8
—	—	—	—	—	—	—	—
5	10	5	10	5	10	0.5	0.5
20	20	20	20	20	20	10未満	10未満
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	10未満	10未満	10未満	10未満
6	6	6	6	—	—	—	—
0	0.31	0	0.31	0	0.02	4.8	4.8

71号の2イ 洗浄施設 (No. 6) - 工程 1		71号の2イ 洗浄施設 (No. 6) - 工程 2		71号の5 ジクロロメ タンによる洗浄施設	
793L		同 左		350kg	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
2～4	2～4	6～8	6～8	—	—
—	—	—	—	—	—
5	10	0.5	0.5	1,428	1,428
20	20	10未満	10未満	10未満	10未満
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1,320,000	1,320,000
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満
—	—	—	—	—	—
0	0.02	0.4	0.4	0	0.2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 3月29日から同年 4月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第495号

平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正する。
平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表22の項の次に次のように加える。

23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により平成24年5月25日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$

同表の備考Q_{cj}中「平成13年7月1日」の右に「、24の項にあつては平成24年5月25日」を加える。



兵庫県告示第496号

平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正する。
平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表2の項の次に次のように加える。

3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により平成24年5月25日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$

同表の備考Q_{ni}中「平成14年10月1日」の右に「（4の項にあつては平成24年5月25日）」を加える。



兵庫県告示第497号

平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正する。
平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表2の項の次に次のように加える。

3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により平成24年5月25日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$

同表の備考Q_{pi}中「平成14年10月1日」の右に「(4の項にあっては平成24年5月25日)」を加える。



兵庫県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年 7月 2日から平成25年 3月 1日まで
- 3 作業地域
豊岡市、赤穂市、養父市、丹波市、朝来市、神崎郡福崎町及び美方郡香美町



兵庫県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正 レベル2500）
- 2 作業期間
平成24年 7月13日から平成25年 2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区道場町ほか



兵庫県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点）2点
- 2 作業期間
平成24年11月15日から平成25年 2月10日まで

3 作業地域

尼崎市大庄中通3丁目地区



兵庫県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

変更前 神戸国際港都建設道路事業

3. 4. 10号垂水妙法寺線

変更後 神戸国際港都建設道路事業

3. 4. 10号垂水妙法寺線

3. 3. 57号山下線

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

[3. 4. 10号垂水妙法寺線]

変更なし

[3. 3. 57号山下線]

神戸市須磨区明神町1丁目及び2丁目並びに川上町3丁目

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第53号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

浜坂都市計画道路事業

3. 5. 190号浜坂駅港湾線及び3. 5. 592号芦屋線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成20年1月9日から平成26年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第54号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成18年 8月 8 日から平成27年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第55号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成18年 8月 8 日から平成27年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 3月29日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩 瀬 宝 塚 線	宝塚市切畑字ヒヨ畑2番1から 同 市切畑字南宝山裏1番253まで	旧	4.0から 41.0まで	361.0	一部 予定地
		新	3.0から 40.0まで	361.0	



兵庫県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神 戸 加 東 線	加東市大畑字林ノ下412番1から 小野市曾根町タキガハナ166番7まで 加東市大畑字林ノ下412番1から 小野市池田町字池ノ内631番1まで	旧	5.0から 27.0まで 9.0から 45.0まで	2,724.0 1,161.0	一部 予定地
		新	8.0から 45.0まで	2,897.0	



兵庫県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍 粟 香 寺 線	姫路市安富町三坂字カロト2番16から 同 市夢前町護持字坊垣内1208番1まで	旧	3.0から 19.0まで 9.0から 66.0まで	1,558.0 1,208.0	一部 予定地
		新	3.0から 19.0まで 8.0から 81.0まで	846.0 1,228.0	



兵庫県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 室津志筑線	淡路市大谷字後谷1507番から 同 市大谷字高部2175番1まで	旧	2.0から 16.0まで	191.0	
		新	3.0から 24.0まで	152.0	



兵庫県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大久保稲美加古川線	加古川市加古川町美乃利字知原472番2から 同 市加古川町溝之口字上横田5番10まで	旧	4.0から 41.0まで	220.0	
		新	4.0から 41.0まで	220.0	



兵庫県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 佐用停車場線	佐用郡佐用町佐用字中町3031番から 同 郡同 町佐用字川向206番5まで	旧	7.0から 9.0まで	79.0	
		新	7.0から 9.0まで 2.0から 7.0まで	79.0 414.0	



兵庫県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町椒字猪サコ1279番から 同 市竹野町椒字猪サコ1270番まで	旧	7.0から 7.0まで	17.0	
		新	12.0から 14.0まで	17.0	
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町小城字ヨロズ山903番1から 同 市竹野町小城字シバラ540番1まで	旧	9.0から 14.0まで	157.0	
		新	25.0から 36.0まで	157.0	
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町森本字神原1244番から 同 市竹野町森本字神原1247番1まで	旧	9.0から 31.0まで	207.0	
		新	12.0から 36.0まで	207.0	
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町森本字ホウキ1260番1から 同 市竹野町森本字ホウキ1264番1まで	旧	16.0から 27.0まで	160.0	
		新	20.0から 43.0まで	160.0	



兵庫県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月29日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	洲本市五色町広石中字桜4番2から 同 市五色町広石下字大谷921番2まで	旧	4.0から 13.0まで	541.0	



兵庫県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父小代線	美方郡香美町小代区新屋369番から 同 郡同 町小代区新屋1397番1まで	旧	6.0から 34.0まで	750.0	
		新	6.0から 34.0まで 5.0から 29.0まで	750.0 1,344.0	一部 予定地



兵庫県告示第514号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 尼崎池田線	尼崎市尾浜町3丁目304番から 同 市名神町1丁目143番まで
県道 尼崎池田線	尼崎市名神町1丁目143番から 同 市南塚口町4丁目1番4まで
国道 176号	宝塚市安倉西1丁目1830番2から 川西市加茂5丁目46番1まで
県道 竜野西インター線	たつの市揖西町土師字東山974番23から 同 市揖西町小畑字北谷489番16まで
県道 たつの相生線	たつの市揖西町土師字南中ノ谷384番2から 同 市揖保川町大門字種共2番3まで

2 指定する期日

平成25年 4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第515号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年 3月29日

河川管理者

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 保管した工作物等
別表1、2及び3のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
西宮市甲子園浜(甲子園浜埠頭)
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権限を有することを証する書面を、阪神南県民局西宮土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

保管した工作物等		保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	備考
船舶番号又は船舶検査済票の番号	数量		保管を始めた年月日時	
235-8933(係留施設有)	1	尼崎市戸ノ内町3丁目4番28地先(水面上)	平成24年3月8日9時	
			同 日12時	

別表2

保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	備考
名称又は種類	形状(長さ×幅) 内色・外色	数量		保管を始めた年月日時	
モーターボート	6.1m×2.1m 白・白及び青	1	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(水面上)	平成24年3月8日9時	
				同 日12時	
クルーザーヨット	4.5m×2.3m 白・白及びベージュ	1	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(水面上)	平成24年3月7日9時	
				同 日11時	

別表3

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時	
1	係留施設等	L型管(鋼製)1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(護岸上)	平成24年3月7日9時	
					同 日14時	
2	係留施設等	L型管(鋼製)1本、杭(木製)1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(護岸上)	平成24年3月7日9時	
					同 日14時	
3	係留施設等	杭(鋼製)1本、ロープ1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(護岸上)	平成24年3月7日9時	
					同 日14時	
4	係留施設等	単管(鋼製)2本、ロープ4本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内(護岸上)	平成24年3月7日9時	
					同 日14時	

5	係留施設等	フロート（鋼製及び発泡スチロール製）1基	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	平成24年3月7日10時
					同 日14時
6	係留施設等	単管（鋼製）5本、梯子（鋼製）1基、タイヤ10本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	平成24年3月7日10時
					同 日14時
7	係留施設等	梯子（アルミ製）1基	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目24番14地先（護岸上）	平成24年3月7日12時
					同 日14時
8	係留施設等	杭（木製）1本	1式	尼崎市戸ノ内町4丁目6番1地先（護岸上）	平成24年3月7日11時
					同 日14時
9	係留施設等	梯子（アルミ製）1基、単管（鋼製）1本	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目5番26地先（護岸上）	平成24年3月7日11時
					同 日14時
10	係留施設等	単管（鋼製）6本、梯子（鋼製）1基、タイヤ14本	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目5番43地先（護岸上）	平成24年3月7日11時
					同 日14時
11	係留施設等	単管（鋼製）5本、梯子（鋼製）1基	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目5番43地先（護岸上）	平成24年3月7日11時
					同 日14時
12	係留施設等	ロープ1本	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目4番28地先（護岸上）	平成24年3月8日10時
					同 日12時
13	係留施設等	L型管（鋼製）2本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目3番30地先（護岸上）	平成24年3月7日10時
					同 日14時



兵庫県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画下水道事業姫路市公共下水道

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年兵庫県告示第388号の事業地に、香寺町犬飼字淵、字藤原、字鍛内及び字砂田の各一部地内を加え、飾磨区英賀字粕屋新田の一部地内を削る。

(2) 使用の部分

平成23年兵庫県告示第388号の事業地に、香寺町中屋字東郷尺並びに香寺町中仁野字正ノ坪、字鬼橋及び字神後並びに香寺町犬飼字淵、字藤原及び字砂田の各一部地内を加える。



兵庫県告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画下水道事業赤穂市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和49年12月17日から平成25年 3月31日まで
変更後 昭和49年12月17日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成18年兵庫県告示407号の事業地のうち、赤穂市有年原字西原向イにおいて事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業三田市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年 2月 2日から平成25年 3月31日まで
変更後 昭和54年 2月 2日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
丹波都市計画下水道事業丹波市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 8年 5月21日から平成26年 3月31日まで
変更後 平成 8年 5月21日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年兵庫県告示第100号の事業地に南あわじ市榎列上幡多字上幡多並びに榎列松田字オノ本及び字北川並びに神代地頭方字堂ノ上並びに神代國衙字下樋ノ尻の一部地内を加え、南あわじ市阿万下町字西池田及び字湯ノ谷の一部地内を削る。

(2) 使用の部分

平成23年兵庫県告示第100号の事業地に南あわじ市松帆戒旦寺並びに榎列上幡多字上幡多並びに榎列松田字オノ本、字北甲、字中甲、字南甲、字坊ノ前、字高田、字おとり及び字土井並びに神代地頭方字堂ノ上、字塩ヤキ、字岩ヅ子、字西ノ土井、字西ノ後、字西ノ嘉一、字西ノカイチ及び字土井の一部地内を加え、南あわじ市山添字芦田、字堂ノ本、字堂ノ前及び字堂ノ後並びに広田広田字広地及び字大御門並びに松帆古津路並びに松帆江尻並びに阿万上町字庄田、字森、字中田内、字居屋敷、字宮ノ北、字名小路、字亀岡、字居内及び字宮ノ南並びに阿万下町字木戸ノ本、字居屋敷、字傳左エ門家ノ東、字ソフゾ、字戸井川原、字門田、字流田、字山田、字下山田、字下太郎本、字老町田及び字西池田並びに賀集立川瀬字柚香、字ハツ城、字梶形、字キリ、字シャレ田及び字嫁ヶ淵並びに福良字北八反、字岩崎、字大江及び字祖江の一部地内を削る。



兵庫県告示第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
淡路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
淡路都市計画下水道事業淡路市公共下水道（北淡処理区）
- 3 事業施行期間
変更前 平成14年12月27日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成14年12月27日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第49号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業武庫川上流流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年 2月26日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和54年建設省告示第244号、昭和56年建設省告示第381号、昭和57年建設省告示第1619号及び昭和60年建設省告示第617号の事業地のうち、神戸市北区道場町生野字コヤケ尾地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第523号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。
なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び阪神南県民局尼崎港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月29日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 臨港地区の名称
阪神間都市計画臨港地区尼崎西宮芦屋港臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域

分区の区分	土地の区域
商港区	西宮市鳴尾浜2丁目、甲子園浜2丁目及び3丁目、今津西浜町、今津真砂町、西宮浜1丁目及び2丁目並びに尼崎市東海岸町及び船出
マリーナ港区	西宮市西宮浜1丁目及び4丁目
修景厚生港区	芦屋市南浜町及び涼風町並びに西宮市鳴尾浜1丁目、甲子園浜1丁目、2丁目及び3丁目、今津真砂町、浜甲子園4丁目及び西宮浜4丁目並びに尼崎市船出及び扇町



兵庫県告示第524号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室及び各県民局土木事務所まちづくり建築課（神戸県民局にあってはまちづくり課）において縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市
都市地域	尼崎市の一部
農業地域	豊岡市の一部
森林地域	豊岡市及び西脇市の各一部



兵庫県告示第525号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から変更の届出があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
財団法人不動産適正取引推進機構	名称	財団法人不動産適正取引推進機構	一般財団法人不動産適正取引推進機構	平成25年 4月 1日



兵庫県告示第526号

昭和56年兵庫県告示第739号（宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講すべき講習の指定）の一部を次のように改正し、平成25年 4月 1日から施行する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「社団法人兵庫県宅地建物取引業協会が実施する講習又は、都道府県知事が指定する講習」を「一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会若しくは社団法人全日本不動産協会が実施する講習又は、都道府県知事が指定する講習」に改める。



兵庫県告示第527号

平成17年兵庫県告示第226号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成区域の指定及び関係図書の縦覧）の一部を次のとおり改正する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2を3とし、3の前に次のように加える。

2 環境形成区域の区分

次の図のとおりとする。（「次の図」は省略し、3に掲げる場所において縦覧に供する。）



兵庫県告示第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称

尼 崎 市	阪神間都市計画防災街区整備地区計画	戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画
川 西 市	阪神間都市計画地区計画	湯山台地区地区計画
明 石 市	東播都市計画地区計画	大道町地区地区計画
丹 波 市	丹波都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	丹波市クリーンセンター



兵庫県告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市船出
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画臨港地区
尼崎港臨港地区及び西宮港臨港地区（変更後の名称：尼崎西宮芦屋港臨港地区）
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
芦屋市南浜町及び涼風町並びに西宮市鳴尾浜1丁目及び2丁目、甲子園浜1丁目、2丁目及び3丁目、今津西浜町、今津真砂町、今津巽町、浜甲子園4丁目、西宮浜1丁目、2丁目及び4丁目、西波止町、泉町、前浜町、浜町及び鞍掛町並びに尼崎市東海岸町、船出及び扇町



兵庫県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画用途地域	3. 3. 21号高羽線ほか26路線 鳥原川都市下水路及び津知川都市下水路 深江駅南地区地区計画 戸ノ内町北地区地区計画 宝塚市公共下水道 仁川月見ガ丘地区地区計画 中山桜台7丁目地区地区計画 千種地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	
同 市	神戸国際港都建設計画道路	
同 市	神戸国際港都建設計画下水道	
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	
尼 崎 市	阪神間都市計画地区計画	
宝 塚 市	阪神間都市計画下水道	
同 市	阪神間都市計画地区計画	
同 市	同 上	
同 市	同 上	

川 西 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度利用地区	
同 市	阪神間都市計画道路	3. 6. 912号南花屋敷線ほか1路線
同 市	阪神間都市計画通路	1号せせらぎ遊歩道北線
同 市	阪神間都市計画公園	3. 3. 706号中央公園
同 市	阪神間都市計画地区計画	中央地区地区計画
三 木 市	吉川都市計画下水道	三木市公共下水道
西 脇 市	東播都市計画地区計画	野村グリーンヒル地区地区計画
赤 穂 市	西播都市計画下水道	赤穂市公共下水道
篠 山 市	篠山都市計画伝統的建造物群保存地区	篠山市福住伝統的建造物群保存地区
洲 本 市	洲本都市計画臨港地区	古茂江港臨港地区



兵庫県告示第531号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第148条第3項において準用する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合から次の者を理事長に選出した旨の届出があった。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 貴傳名 慧

住 所 加古川市加古川町篠原町13番地の4



兵庫県告示第532号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第16項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成25年3月31日とする。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
桃山台高層住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目
明石大久保第2鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町大窪
明石貴崎鉄筋住宅駐車場	明石市貴崎4丁目
上甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲子園2丁目
西宮真砂高層住宅駐車場	西宮市今津真砂町
津名塩尾鉄筋住宅駐車場	淡路市塩尾



兵庫県告示第533号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 処分をした年月日
平成25年 3月15日
- 2 建築士事務所の名称
K A I 建築事務所

- 3 建築士事務所の所在地
西宮市宮西町10—21
- 4 建築士事務所の開設者の氏名
甲 斐 彰
- 5 建築士事務所の区分及び登録番号
(一級) 第201460号
- 6 処分の内容
平成25年 4月 1日から同月30日までの 1月間の建築士事務所の閉鎖
- 7 処分の原因となった事実
上記建築士事務所の管理建築士が、平成24年12月14日付で、建築士法第10条第 1項の規定により、国土交通大臣から 1月間の業務停止の処分を受けた。
このことは、同法第26条第 2項第 4号に該当する。



兵庫県告示第534号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第 5条第 3項の規定により、次のとおり指定区域を指定し、及び同区域について条例第 6条第 2項において準用する第 5条第 3項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第 2（い）項第 1号又は第 2号に掲げる住宅によって専ら構成される集落の認定をした。

その関係図書は兵庫県庁及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	環境の保全上支障がある予定建築物等の用途	指定及び認定年月日
南ヶ丘・桜ヶ丘地区	三木市宿原字開キ谷及び別所町小林字釜ヶ谷の各一部で別図に示す区域（別図は省略）	建築基準法別表第 2（い）項に掲げる建築物の用途以外の用途及び同項第 3号に掲げる共同住宅等の用途	平成25年 3月29日



兵庫県告示第535号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第 8条第 3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（三木市における条例第 7条第 2号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日
久留美地区	三木市久留美字皇垣内、字内界地、字辻ケ内、字松ノ下、字前田、字丈ノ越、字東、字宮ノ西、字上野、字上野ノ下及び字中筋の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	条例別表第 3の 1の項に規定する建築物	平成25年 3月29日
鳥町地区	三木市鳥町字大二、字ユウベ、字西畑、字北山及び字年ノ神の各一部で別図に示す区域	同 上	同

与呂木地区	三木市与呂木字中界地の全部並びに与呂木字東上野、字北上野、字東山、字大方、字北野、字大畑ケ、字橋詰、字西界地、字庵ノ元、字東界地及び字北山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
宿原地区	三木市宿原字六萬、字寺ノ下、字大入道、字板橋、字岡ノ下、字大道端、字門前ノ西、字門前、字寺ノ前、字堂ノ浦、字宮ノ下、字三味ノ下、字安郷池ノ下、字穴池ノ内及び字宮ノ前の各一部並びに吉田字西向及び大塚字出張の各一部で別図に示す区域	同 上	同
岩宮地区	三木市岩宮字西畑ケ及び字宮ノ前の各全部並びに岩宮字上畑ケ、字三割、字堂ノ本、字藪ノ下、字川ノ上、字高通り及び字丁田の各一部で別図に示す区域	同 上	同
加佐地区	三木市加佐字宮ノ北、字門田、字山ノ口、字東山田、字西山田、字廣垣、字跡部前、字西畑ケ、字丈ケ端、字西カサ及び字宮ノ本の各一部で別図に示す区域	同 上	同
大塚地区	三木市大塚1丁目及び大塚2丁目の各一部並びに大塚字下り松及び字出張の各一部で別図に示す区域	同 上	同
大村地区	三木市大村字知恩寺、字谷後及び字寺カイチの各一部で別図に示す区域	同 上	同
小林地区	三木市別所町小林字姥ケ懐、字大崩、字細谷、字土居際、字ロハメ谷、字仕負谷、字宿谷北、字宿谷末、字広谷川末及び字竹塚の各一部並びに福井字大山及び字宮の前の各一部で別図に示す区域	同 上	同
城山地区	三木市福井字八幡谷、字鷹尾、字鶯谷及び字三木山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
正法寺地区	三木市別所町正法寺字高塚、字地藏元及び字出野の各一部で別図に示す区域	同 上	同
和田地区	三木市別所町和田字池ノ元の全部並びに字中田、字矢尾元、字妙界寺、字森山及び字松元の各一部で別図に示す区域	同 上	同

下石野地区	三木市別所町下石野字和田、字小畑及び字宮ノ前の各全部並びに別所町下石野1丁目の一部並びに別所町下石野字北丸木、字南丸木、字角ノカチ、字上村、字高山、字坂芝、字光孝天皇、字井ノ坂、字柿坪、字中山北及び字上畑の各一部で別図に示す区域	同 上	同
石野地区	三木市別所町石野字堂ノ前の全部並びに別所町石野1丁目及び別所町石野3丁目の各一部並びに別所町石野字山ノ下、字大道、字寺ノ下、字志原、字谷口、字三坂山、字中貝地、字上貝地、字坂ノ上、字五郎谷、字出生及び字東坂の各一部で別図に示す区域	同 上	同
花尻地区	三木市別所町花尻1丁目の一部並びに別所町花尻字西カチ、字砂口、字谷口、字加瀬、字小澤及び字谷口山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
西這田地区	三木市別所町西這田字山ノ下の全部並びに別所町西這田1丁目及び別所町東這田1丁目の各一部並びに別所町西這田字口山の一部で別図に示す区域	同 上	同
東這田地区	三木市別所町東這田字東カチ及び字奥カチの各全部並びに別所町東這田1丁目及び別所町西這田1丁目の各一部並びに別所町東這田字西ノカチ、字前山、字三木道南、字生木及び字フトノの各一部並びに別所町高木字大山の一部で別図に示す区域	同 上	同
興治地区	三木市別所町興治字宮場、字高丸、字北場、字西場、字東場及び字前山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
吉田地区	三木市志染町吉田字北垣内の全部並びに志染町吉田字厚張、字オノ木、字前垣内、字西向、字大畑、字観音堂、字西土佐殿、字東土佐殿、字中土佐殿及び字泉の各一部で別図に示す区域	同 上	同
高男寺地区	三木市志染町高男寺字十善寺、字大年元、字本丸及び字馬場筋の各一部で別図に示す区域	同 上	同

四合谷地区	三木市志染町四合谷字尾崎及び字山畑の各一部で別図に示す区域	同 上	同
-------	-------------------------------	-----	---



兵庫県告示第536号

平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「ので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する」を削り、同文に次のように加える。

その関係図書は、兵庫県庁及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。

表を次のように改める。

表（猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日
柏原地区	川辺郡猪名川町柏原字石原田、字大森谷、字鍛冶屋、字上垣内、字木戸口、字倉掛、字栗林、字小谷、字下西、字田位、字竹ノ下、字寺ノ下、字鳥ヶ平、字中尾、字中林、字灰所、字樋ノ谷、字福井、字宮ノ上、字宮ノ脇、字中、字東、字南、字石船、字平成、字平井、字古岩及び字籬ノ上の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年 1月17日
西畑地区	川辺郡猪名川町西畑字大野、字畑ヶ田、字深田、字堀切、字松ヶ本、字長尾及び字山ノ子の各一部で別図に示す区域	同 上	同
杉生地区	川辺郡猪名川町杉生字一ノ谷、字今西、字岩神、字永正庵、字トイ川、字前フケ、字宮ノ下、字大北、字大野、字新平井、字小田中、字雲ノ瀬、字コウトウ、字栖ノ子、字鍋田、字長谷森、字峽間、字東、字一岩、字風呂ノ本、字前田、字丸畑、字森ノ本及び字奥山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
島地区	川辺郡猪名川町島字内垣内、字柿瀬、字賀島、字川面、字柘鳴美、字石垣内、字佃、字中ノ町、字西山、字前田及び字若城の各一部で別図に示す区域	同 上	同
同 上	川辺郡猪名川町島字内垣内及び字柿瀬の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	同
鎌倉地区	川辺郡猪名川町鎌倉字栖ノ子、字出口、字東門、字深田、字向所、字森ノ本、字横大道及び字古門の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	同

仁頂寺地区	川辺郡猪名川町仁頂寺字上ヶ林、字後谷、字垣内、字谷垣内、字中谷口、字湊前、字南宮脇及び字南山の各一部で別図に示す区域	同 上	同
清水東地区	川辺郡猪名川町清水東字後田、字垣内及び字吉谷の各一部で別図に示す区域	同 上	同
清水地区	川辺郡猪名川町清水字岡ノ下、字小平井、字寺ノ前、字中久保、字長田、字八ノ坪、字平田、字広瀬及び字山添の各一部で別図に示す区域	同 上	同
同 上	川辺郡猪名川町清水字北谷、字小平井及び字寺ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	同
笹尾地区	川辺郡猪名川町笹尾字ヘイソヘ、字奥谷甲、字奥谷丙、字加門田、字掛谷、字宮ノ前、字高町、字黒添エ、字材ノ前、字笹下、字笹平井、字西平井、字大作り、字大田、字大藪、字土穴、字東田、字堂谷、字峠谷、字尼岡下及び字箱石の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年 3月29日
同 上	川辺郡猪名川町笹尾字高町、字箱石、字加門田及び字尼岡下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	同
林田地区	川辺郡猪名川町林田字奥谷口、字家廻、字乾廻、字宮垣内、字枋ノ木谷、字水鳥、字性蓮坊及び字池尻の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	同
枋原地区	川辺郡猪名川町枋原字吉田廻、字宮下、字村上、字田中廻、字東山、字東良、字堂ノ下、字堂ノ廻、字入口、字柏ノ木、字大谷口及び字和田の各一部で別図に示す区域	同 上	同
木間生地区	川辺郡猪名川町木間生字下前、字前芝、字大道下及び字弥七郎畑の各一部で別図に示す区域	同 上	同
木津地区	川辺郡猪名川町木津字井ノ上、字鰻谷、字下庵、字戸塚尻、字御所垣内、字座尾、字細カ平井、字山瀬、字山添、字寺垣内、字上垣内、字正カ本、字西島、字川向、字早田、字茶垣内、字中島、字島向、字南垣内、字八十、字飛田、字風呂尻、字福田垣内、字鳴海、字有井及び字有井裏の各一部で別図に示す区域	同 上	同
同 上	川辺郡猪名川町木津字福田垣内の一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	同

同 上	川辺郡猪名川町木津字南垣内の一部 で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に 規定する建築物	同
万善地区	川辺郡猪名川町万善字鬼ヶ門、字佐 保姫、字寺ノ下通、字神屋田、字神 明前、字対津、字南アジャリ、字畑 溝、字北アジャリ及び字北殿の各一 部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に 規定する建築物	同
槻並地区	川辺郡猪名川町槻並字カツコウ、字 グミノ木阪、字奥西垣内、字横堀、 字加味垣内、字間明田、字岩ガ平井、 字久保ノ奥、字宮ノ森、字宮ノ前、 字金ガ谷、字才カ鼻、字寺ノ上、字 上ヶ平井、字新田垣内、字新堂下、 字深谷、字清沢、字西中垣内、字前 久保、字大井戸、字大海、字大グロ、 字大仁部、字中筋、字中島垣内、字 中道筋、字田中垣内、字田畑、字畑 板、字尾崎、字福西垣内、字宝地口、 字北垣内、字流田、字小田及び字和 所の各一部で別図に示す区域	同 上	同

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 出石設備	豊岡市出石町弘原314—3	平成25年2月28日



新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

I-4-2工区、I-12-1工区、I-12-2工区、I-12-3工区、I-12-4-1工区、I-12-4-2工区、I-12-5工区、II-12-2-1工区、II-12-2-2-2工区、II-12-2-6-2工区、II-12-2-6-3工区、II-14-1-1工区、II-14-2-2-2工区、II-14-2-3-2工区、II-14-2-3-3工区、II-14-2-3-4工区



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町小宅北字島ノ本40番1、40番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊田市汐見町2丁目87番地8
株式会社山豊工建 代表取締役 山 佳 永 吉
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年8月9日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－12号（24たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
洲本市塩屋1丁目2番3、2番9、2番10の一部
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院事業管理者 前 田 盛
- 3 協議成立年月日
平成25年3月4日

企 業 庁 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県公営企業管理者 高 井 芳 朗

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第2条の3第1項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第2号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第3の2一般国道の部176号の項中

「
三田市福島字家成474番13から宝塚市小浜2丁目81番1まで
」

を

「

三田市福島字家成474番13から宝塚市小浜2丁目81番1まで
宝塚市安倉西1丁目1830番2から川西市加茂5丁目46番1まで

」

に改め、同表県道の部尼崎池田線の項中

「

尼崎市東難波町5丁目466番2から川西市小花1丁目255番1まで

」

を

「

尼崎市東難波町5丁目466番2から川西市小花1丁目255番1まで
尼崎市尾浜町3丁目304番から同市名神町1丁目143番まで
尼崎市名神町1丁目143番から同市南塚口町4丁目1番4まで

」

に改め、同部三田西インター線の項の次に次のように加える。

竜野西インター線	たつの市揖西町土師974番23から同町小畑489番16まで
----------	-------------------------------

別表第3の2県道の部たつの相生線の項中

「

相生市池ノ内字家ノ下488番2から同市垣内町1313番2まで

」

を

「

たつの市揖西町土師384番2から同市揖保川町大門2番3まで
相生市池ノ内字家ノ下488番2から同市垣内町1313番2まで

」

に改め、同表市道（伊丹市）の部の次に次のように加える。

市道（たつの市）	北山長尾線	たつの市揖西町小畑489番15から同町小畑489番39まで
	小畑3号線	たつの市揖西町小畑489番38から同町小畑489番39まで

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。